

## 令和4年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船・港運・倉庫等の海事産業は、国民生活や経済活動、安全保障を支える上で極めて重要な役割を担っている。我が国貿易量の99.6%を担い、国内産業基礎物資輸送の約8割を担う海上輸送の安定的な確保は、社会経済に必要不可欠なインフラであり、今般のコロナ禍にあっても、我が国の国民生活や経済活動の維持のため、感染拡大防止を図りながら、その継続に全力で取り組んでいる。

しかしながら、我が国海事産業は、激化する国際競争や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、かつてない危機的状況に直面している。

このような状況にあっても、我が国海事産業の更なる発展を図るためには、次の税制の実現が強く求められている。

- ・我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障を確立するためには、日本商船隊の中核を担う国際船舶（日本籍船）の増加を促進することが必要であることから、国際船舶の取得等に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。
- ・倉庫業において、深刻化する労働力不足に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた働き方改革を実現する必要があることから、災害に強く、物流の生産性向上に資する物流施設に係る特別措置の延長を図るべきである。
- ・産業拠点である港湾において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成し、脱炭素社会の実現に貢献していくことが重要であることから、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化の推進を図るため、港湾管理者が作成するCNP形成計画に定められた事業を実施する者が国の補助を受けて取得した低炭素化荷役機械等に係る課税標準について、特例措置の創設又は既存税制の拡充を行うべきである。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の確実な実現を求める。

### ◎税制における重点要望項目

1. 国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）
2. 災害に強く、物流の生産性向上に資する物流施設に係る割増償却及び固定資産税等の課税標準の特例措置の延長（所得税・法人税・固定資産税・都市計画税）
3. CNPの形成に向けた低炭素化荷役機械等に係る特例措置の創設又は既存税制の拡充（固定資産税）

以上